

## 富士・東部圏域障害児（者）施設整備促進事業費補助金交付要綱

### （目的）

第1 富士・東部圏域障害児（者）施設整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、山梨県障害児（者）施設整備費補助金の県負担割合を富士・東部圏域に限定して時限的に引き上げ、社会福祉法人等が設置する障害児（者）施設の整備に要する費用の一部を上乗せして補助することにより、早期に施設整備を行い、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とするものであり、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### （交付の対象）

第2 この補助金は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金または次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「国庫補助事業」という。）において交付決定を受けた事業で、富士・東部圏域において、重度障害者が利用できる障害者支援施設、共同生活援助事業所（日中サービス支援型に限る。）及び児童発達支援センターの整備に要する経費を交付の対象とするものである。

### （交付額の算定方法）

第3 この補助金の交付額の算定方法は別表のとおりとする。

### （交付の条件）

第4 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の規模構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く。）
  - イ 建物の用途
  - ウ 収容定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合には、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等

で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適化法」という。)施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣又はこども家庭庁長官の定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (9) (8)の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (10) 知事は、(8)の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (11) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

#### (申請手続)

第5 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

#### (補助事業の計画変更、中止、廃止承認申請書)

第6 補助金の交付決定後の事情等により、当該事業を変更(中止・廃止)しようとする場合は、事業内容変更(中止・廃止)申請書(第5号様式)により、知事の承認を受けなければならない。

#### (補助金の交付)

第7 この補助金は、事業完了後完成検査のうえ交付する。

ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

- 2 概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8 この補助金の実績報告は、事業完了後もしくは廃止の後1か月以内又は交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日(事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から起算して1か月以内)までに実績報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附則 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象事業	交付額の算定方法
・重度障害者が利用できる障害者支援施設 ・共同生活援助事業所 (日中サービス支援型に限る。) ・児童発達支援センター ※いずれも、富士・東部圏域に限る。	国庫補助事業に規定されている補助割合に基づき山梨県が負担する補助額に次の割合を乗じた額を上乗せして補助する。 ・令和6年度補正分及び令和7年度当初分の国庫補助事業において交付決定を受けた事業 1/2 (千円未満切り捨て)